第２章　公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月１日に施行されて以来、平成21年度末までに公害等調整委員会（昭和47年６月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、827件である。その内訳は、あっせん事件３件、調停事件705件、仲裁事件１件、裁定事件113件（責任裁定事件74件、原因裁定事件39件）及び義務履行勧告申出事件５件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件３件、調停事件703件、仲裁事件１件、裁定事件85件（責任裁定事件61件、原因裁定事件24件）及び義務履行勧告申出事件５件の計797件である（表１－２－１、付録１（95ページ）参照）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰藉料額等変更申請を処理している（詳細については本章第１節１(3)（12ページ）参照）。

表１－２－１　公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

（平成22年３月31日現在）

（単位：件）

年度＼区分	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	－	－	－	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成																			
元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
計	3	3		705	703		1	1		113 (39)	85 (24)		5	5			827	797	

（注）１　昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月１日～47年３月31日である。

２　平成８年度の「調停」の受付件数には、分離事件が２件含まれている。

３「裁定」の（　）内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。

４　このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請が平成21年度までに546件係属した（表１－２－４参照）。

（資料）公害等調整委員会事務局

第１節　平成21年度に係属した調停事件

平成21年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、１件であり、これに前年度から繰り越された１件を加えた計２件が21年度に係属し、この２件が22年度に繰り越された。また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰藉料額等変更申請は、前年度から繰り越された２件に新たに受け付けた４件を加えた６件が21年度に係属した。このうち３件が21年度中に終結し、残り３件が22年度に繰り越された（表１－２－５）。

１　不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたＡ、Ｂ、Ｃの３ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表１－２－６参照）。（注）

申請は、昭和46年12月24日以降平成21年度末までに615件（患者数1,551人）となっている（表１－２－２）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年９月１日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表１－２－３）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年３月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰藉料の支払が命じられた。

また、昭和48年４月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰藉料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年７月９日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのＡ、Ｂ、Ｃの３ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第１次調停以来、平成21年度末までに52次にわたる調停を実施し、604件（患者数1,461人）について調停が成立した（表１－２－２）。

(3) 慰藉料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Ｂランク及びＣランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第１項の（1）及び（4）の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとすること。」という条項がある（表１－２－６、「(4)調停調書の例」参照）。

第１次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰藉料額等変更申請を、平成21年度末までに546件受け付け、543件処理した。21年度中に新たに受け付けた申請は４件で、このうち３件が22年度に繰り越された（表１－２－４、表１－２－５）。

(4) 調停調書の例

Ｂランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Ａランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第３項及び第４項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このＢランクの例と同様である。また、Ｃランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第５項（家族の慰藉料支払）相当の定めがないことのほかは、このＢランクの例と同様である（表１－２－６）。

［Ｂランク調停調書の例］

平成○年（調）第○号

調　停　調　書

（申請人の住所・氏名）
大阪市北区中之島３丁目６番32号
被申請人　　　チッソ株式会社
上記代表者代表取締役　　　　　（　氏　　名　）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について，当調停委員会は，平成○年○月○日○時○分水俣市○○会議室において

調停委員長　　　　　（　氏　　名　）
調 停 委 員　　　　　（　氏　　名　）
調 停 委 員　　　　　（　氏　　名　）

列席し第１回調停期日を開いた。

申　　請　　人　　　　（　氏　　名　）
被申請人代理人　　　　（　氏　　名　）各出頭

上記期日において明確にした事項は，次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは，申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り，これによって精神上，財産上の損害を蒙ったので，これに関する紛争の一切を早期円満に解決するため，妥当な賠償金の支払を含む適切な調停を求めるというにある。

当委員会は，双方の主張，意見等を検討し，事実の調査をした上，申請人に対し，その精神的苦痛のほか，今後の治療費，過去及び将来の逸失利益，症状とその経過，年齢，職業，収入，その他諸般の事情を斟酌して，慰藉料の支払その他の給付をさせる調停案を作成し，調停を進めたところ，当事者双方は，調停案を受諾し，別紙調停条項のとおり，調停が成立した。

当事者双方は，それぞれ，本調書の記載が相違ないことを承認し，署名押印した。

申　　請　　人　　　　（　氏　　名　）印
被申請人代理人　　　　（　氏　　名　）印

平成○年○月○日

公害等調整委員会調停委員会
調停委員長　　　　（　氏　　名　）印
調 停 委 員　　　　（　氏　　名　）印
調 停 委 員　　　　（　氏　　名　）印

公害等調整委員会事務局
審　査　官　　　　（　氏　　名　）印

調　停　条　項

1　被申請人は，申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め，以下各項に定める金員の支払をすること。

⑴　申請人本人に対する慰藉料金1,700万円及びこれに対する昭和○年○月○日（以下「認定申請日」という。）以降平成○年○月○日まで，内金1,600万円に対する同月○日以降同年○月○日まで，内金1,100万円に対する同月○日以降同年○月○日まで，内金600万円に対する同月○日以降同年○月○日まで，内金100万円に対する同月○日以降支払済みに至るまで，それぞれ，年５分の割合による遅延損害金

その支払方法は，元金内金100万円については平成○年○月○日支払済みの仮払金100万円，元金内金1,000万円については同年○月○日及び同年○月○日支払済みの仮払金各金500万円，元金内金500万円については同年○月○日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当することとし，前記遅延損害金中金40万円については，前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当することとし，前記元金及び遅延損害金の残額については，平成○年○月○日限り申請人方に送金して支払うこと。

⑵　治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

⑶　介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

⑷　特別調整手当

平成○年○月○日以降１月につき金９万2,000円の割合による額（平成22年３月現在）

その支払方法は，毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払うこと。ただし，平成○年○月分までについては，既に支払済みの仮払金をもって充当するものとすること。

⑸　葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として，金54万9,000円（平成22年３月現在）

その支払方法は，当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払うこと。

2　前項の（4）及び（5）の金員については，物価の変動に応じ，総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い，平成○年６月１日から起算して２年を経過した６月１日ごとに，それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし，その中間の年の６月１日において，前年度の同指数が前々年度のそれより５％を上回った場合においては，当該時期において改定するものとすること。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを1,000円に切り上げるものとすること。

3　将来申請人の症状に第１項の（1）及び（4）の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは，申請人は，これを理由として，調停委員会に対し，当該金額の変更を申請することができるものとすること。

4　前項の規定により金額が変更された場合においては，被申請人は，変更された金額に係る差額を申請時から支払うものとすること。

5　第３項の申請により金額が変更された場合においては，申請人は，調停委員会に対し，申請人の配偶者，子及び父母について，申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につ

き，その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとすること。

6　申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは，相続人は，申請人本人の慰藉料につき，申請人の配偶者，子及び父母は，自己の慰藉料につき，それぞれ，調停委員会に対し，その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとすること。

7　被申請人は，水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充，治療及び訓練による社会復帰の促進，患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって，患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努めること。

8　被申請人は，将来における公害発生の防止のため，水俣周辺海域の浄化対策について，関係省庁，地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに，関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は，誠実にこれを遵守履行すること。

9　当事者双方は，本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし，以後互いに協力して，調停条項の円滑な実施に努めること。

10　本件調停手続の費用は，被申請人の負担とすること。

表１－２－２　水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

区分 / 年度	受付		終結		未済	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和46	4件	31人	0件	0人	4件	31人
47	11	147	0	0(3)	15	175
48	25	193	10(1)	106(1)	29	261
49	8	28	21	172	16	117
50	42	259	24	253(1)	34	122
51	54	117	40	131(1)	48	107
52	62	206	32(1)	86(1)	77	226
53	41	112	71(8)	161(81)	39	96
54	48	72	34	86(1)	53	81
55	34	43	49	71	38	53
56	43	49	33	48	48	54
57	48	62	40	45	56	71
58	42	54	45(1)	55(1)	52	69
59	31	41	40	53	43	57
60	31	39	38	49	36	47
61	31	38	44	57	23	28
62	21	21	28	33	16	16
63	14	14	18	18	12	12
平成元	5	5	12	12	5	5
2	13	13	9	9	9	9
3	2	2	10	10	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	0	0	1	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0
12	2	2	1	1	1	1
13	0	0	1	1	0	0
14	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	1	1	1	1	0	0
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
計	615	1,551	604(11)	1,461(90)		

（注）（　）内は取下げ等の外数である。
（資料）公害等調整委員会事務局

表１－２－３　年度別水俣病認定患者数

区分 年度	認定機関別認定患者数			
	合計	環境省	熊本県	鹿児島県
昭和３１～４５	１２１ 人	人	１１６ 人	５ 人
４６	６０		５８	２
４７	２１６		２０４	１２
４８	３５８		２９２	６６
４９	４４		２９	１５
５０	１６１		１４６	１５
５１	１４８		１０９	３９
５２	２４０		１９６	４４
５３	１７５		１２５	５０
５４	１４３	1	１１５	２７
５５	７１	5	４３	２３
５６	７７	3	５４	２０
５７	９５	１０	６６	１９
５８	６８	1	４５	２２
５９	６７	5	３６	２６
６０	５４	0	２９	２５
６１	６０	1	４３	１６
６２	４０	3	１５	２２
６３	１９	1	6	１２
平成　元	１３	1	1	１１
2	１８	0	7	１１
3	4	1	0	3
4	3	0	1	2
5	1	0	1	0
6	1	0	1	0
7	3	0	3	0
8	2	0	1	1
9	0	0	0	0
１０	0	0	0	0
１１	2	0	1	1
１２	1	0	0	1
１３	0	0	0	0
１４	0	0	0	0
１５	0	0	0	0
１６	0	0	0	0
１７	0	0	0	0
１８	1	0	1	0
１９	2	0	2	0
２０	1	0	0	1
２１	2	0	2	0
計	２，２７１	３２	１，７４８	４９１

（注）１　昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月１日～46年３月31日である。

２　昭和31～45年度の期間の認定患者数は，（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人（熊本県44人，鹿児島県１人）を含む。

（資料）環境省

表１－２－４　水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の慰藉料額等変更申請の処理件数

区分／年度	受付	終結	未済
昭和49	13件	0件	13件
50	13	0	26
51	8	12	22
52	42	12	52
53	46	10	88
54	15	33	70
55	22	49	43
56	29	33	39
57	39	30	48
58	29	39	38
59	25	31	32
60	23	31	24
61	33	28	29
62	22	34	17
63	18	22	13
平成元	14	15	12
2	14	19	7
3	18	13	12
4	15	18	9
5	21	17	13
6	9	13	9
7	11	11	9
8	7	10	6
9	10	10	6
10	5	8	3
11	7	5	5
12	7	5	7
13	2	7	2
14	0	2	0
15	1	1	0
16	4	0	4
17	4	6	2
18	9	8	3
19	5	5	3
20	2	3	2
21	4	3	3
計	546	543	

（資料）公害等調整委員会事務局

表１－２－５　平成21年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の慰藉料額等変更申請一覧

事件番号	申請受付年月日	処理年月日
56年（調）第39号	平成20.11. 7	平成21. 6. 8
57年（調）第51号	21. 3.19	22. 1.12
48年（調）第 6号	21. 7. 2	22. 1.12
47年（調）第10号	21. 8.21	計 3件
58年（調）第 7号	22. 1. 4	
57年（調）第52号	22. 2.15	
計6件（うち平成21年度受付4件）		

（資料）公害等調整委員会事務局

表１－２－６　水俣病ランク別補償額等一覧

項目　区分	Ａ　ラ　ン　ク	Ｂ　ラ　ン　ク	Ｃ　ラ　ン　ク	備　考
１　慰　藉　料	１，８００　万円	１，７００　万円	１，６００　万円	水俣病認定申請日から年５分の遅延損害金
２　治　療　費	昭和48年７月９日以降同49年８月31日までの（旧）特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年９月１日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年７月９日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
３　介護手当	昭和48年７月９日以降同49年８月31日までの（旧）特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月１万円を加算した額及び同年９月１日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同　上
４　特別調整手当 昭和48.4.27～49.5.31	６万　円／月	３万　円／月	２万　円／月	(1) ２年ごとに物価スライド（ただし，物価変動が著しい場合は1年目にも改定） (2) 昭和48年４月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
49.6. 1～50.5.31	７万　円／月	３万５，０００円／月	２万４，０００円／月	
50.6. 1～51.5.31	８万５，０００円／月	４万３，０００円／月	３万　円／月	
51.6. 1～52.5.31	９万４，０００円／月	４万８，０００円／月	３万４，０００円／月	
52.6. 1～53.5.31	１０万２，０００円／月	５万２，０００円／月	３万７，０００円／月	
53.6. 1～54.5.31	１１万　円／月	５万６，０００円／月	４万　円／月	
54.6. 1～56.5.31	１１万４，０００円／月	５万８，０００円／月	４万２，０００円／月	
56.6. 1～58.5.31	１２万９，０００円／月	６万６，０００円／月	４万８，０００円／月	
58.6. 1～60.5.31	１３万５，０００円／月	６万９，０００円／月	５万１，０００円／月	
60.6. 1～62.5.31	１４万２，０００円／月	７万３，０００円／月	５万４，０００円／月	
62.6. 1～平成 元.5.31	１４万５，０００円／月	７万５，０００円／月	５万５，０００円／月	
元.6. 1～3.5.31	１４万６，０００円／月	７万６，０００円／月	５万６，０００円／月	
3.6. 1～5.5.31	１５万７，０００円／月	８万２，０００円／月	６万　円／月	
5.6. 1～7.5.31	１６万５，０００円／月	８万６，０００円／月	６万３，０００円／月	
7.6. 1～9.5.31	１６万８，０００円／月	８万８，０００円／月	６万５，０００円／月	
9.6. 1～11.5.31	１６万９，０００円／月	８万９，０００円／月	６万６，０００円／月	
11.6. 1～13.5.31	１７万３，０００円／月	９万１，０００円／月	６万８，０００円／月	
13.6. 1～15.5.31	１７万２，０００円／月	９万１，０００円／月	６万８，０００円／月	
15.6. 1～17.5.31	１７万　円／月	９万　円／月	６万７，０００円／月	
17.6. 1～19.5.31	１７万　円／月	９万　円／月	６万７，０００円／月	
19.6. 1～21.5.31	１７万　円／月	９万　円／月	６万７，０００円／月	
21.6. 1～22.5.31	１７万３，０００円／月	９万２，０００円／月	６万８，０００円／月	

（注）上記表中　「（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）」は「（旧）特別措置法」と，「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第１１１号）」は「補償法」とそれぞれ略称した。

（資料）　公害等調整委員会事務局

項目　区分	A　ラ　ン　ク	B　ラ　ン　ク	C　ラ　ン　ク	備　　考
5　葬祭料	期　間		金　額	(1)　４の備考(１)に同じ (2)　死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給
	昭和４９．５．３１まで		２０万　　　円	
	４９．６．　１　～　５０．５．３１		２３万３，０００円	
	５０．６．　１　～　５１．５．３１		２８万３，０００円	
	５１．６．　１　～　５２．５．３１		３１万３，０００円	
	５２．６．　１　～　５３．５．３１		３３万９，０００円	
	５３．６．　１　～　５４．５．３１		３６万４，０００円	
	５４．６．　１　～　５６．５．３１		３７万５，０００円	
	５６．６．　１　～　５８．５．３１		４２万２，０００円	
	５８．６．　１　～　６０．５．３１		４４万１，０００円	
	６０．６．　１　～　６２．５．３１		４６万３，０００円	
	６２．６．　１　～平成　元．５．３１		４７万１，０００円	
	平成　元．６．　１　～　３．５．３１		４７万４，０００円	
	３．６．　１　～　５．５．３１		５０万８，０００円	
	５．６．　１　～　７．５．３１		５３万３，０００円	
	７．６．　１　～　９．５．３１		５４万３，０００円	
	９．６．　１　～　１１．５．３１		５４万５，０００円	
	１１．６．　１　～　１３．５．３１		５５万７，０００円	
	１３．６．　１　～　１５．５．３１		５５万４，０００円	
	１５．６．　１　～　１７．５．３１		５４万６，０００円	
	１７．６．　１　～　１９．５．３１		５４万４，０００円	
	１９．６．　１　～　２１．５．３１		５４万２，０００円	
	２１．６．　１　～　２２．５．３１		５４万９，０００円	
6　症状の見直し		将来，症状に，上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは，調停委員会に対し，上記１及び４の金額の変更を申請することができる。		
7　近親者の慰藉料	配偶者等の慰藉料につき，その存否及び金額の決定を，調停委員会に申請できる。			
		上記６により，金額の変更があったとき，左の申請ができる。		
8　申請人が水俣病により死亡したときの慰藉料	相続人等は，死亡者本人及び自己の慰藉料につき，調停委員会に対し，その存否及び金額の決定の申請をすることができる。			
9　患者・家族の福祉対策	チッソ株式会社は収容施設の整備拡充，治療及び訓練，授産及び職業のあっせん等の方策を講ずることにより，患者及びその家族の福祉増進に寄与するよう努める。			
10　公害防止対策	チッソ株式会社は水俣湾浄化対策を含めた原状回復措置についての具体的方策の早期実現に努め，これについての責任を負担するとともに，既に締結された公害防止協定は，誠実にこれを遵守履行する。			
11　調停手続費用	チッソ株式会社の負担			

（資料）公害等調整委員会事務局

２　伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件

（平成17年（調）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成17年８月29日、三重県、大阪府及び京都府の住民ら110人から、三重県伊賀市において安定型最終処分場を設置・操業している産業廃棄物処理業者、産業廃棄物搬入業者及び処分場土地所有者並びに三重県を相手方（被申請人）として、調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、本件処分場に違法に埋め立てられた産業廃棄物に起因する有害物質を含んだ排水が地下水やその周辺の河川へ流入し、その水系に水源地をもつ市民の生活環境にも影響するおそれがあることから、同処分場の適正な管理を求めるとして、被申請人らに対し、共同して、許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物を同処分場から撤去するとともに、許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立状況、ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）、硫化水素及び有害化学物質による汚染について調査することを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、10回の調停期日（２回の現地期日を含む。）を開催するとともに、平成19年５月10日、化学物質、廃棄物処理に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員２人を選任し、現地調査、水質・土質分析調査を実施するなど、手続を進めている。

３　成田国際空港航空機騒音調停申請事件

（平成21年（調）第５号事件）

(1) 事件の概要

平成21年７月17日、茨城県の住民ら48人から、空港会社を相手方（被申請人）として調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、航空機の騒音によって静かな生活環境を破壊され、長年迷惑をかけられているとして、被申請人に対し、①航空機による騒音が暗騒音レベル（30dB）を超えないこと、②申請人の居住地区での上空飛行を差し止めること、③損害賠償金を支払うことなどを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、３回の調停期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど手続を進めている。

第２節　平成21年度に係属した裁定事件

平成21年度中に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、23件であり、これらに前年度から繰り越された16件を加えた計39件が21年度に係属した。このうち11件が21年度に終結し、残り28件が22年度に繰り越された（表１－２－１）。

１　茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

（平成17年（ゲ）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成17年２月14日、茨城県北浦町の住民３人から、金属製品製造会社２社及び茨城県を相手方（被申請人）として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、住居付近で操業する被申請人ら会社の工場の事業活動及び敷地内でなされている産業廃棄物の焼却、埋立て等により、身体の健全性が著しく損なわれ、申請人らのうち２人については転居を余儀なくされている。これら申請人らが受けている健康被害は、被申請人ら会社の工場の事業活動等によるものであり、また、被申請人県が適切な指導監督を行わなかったことにより、原因が除去されず被害が拡大した、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地期日を含む14回の審問期日を開催するとともに、平成18年５月19日、化学物質と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、現地調査、現地証拠調べ、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成21年８月24日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、以下のとおりである。

平成17年（ゲ）第１号事件
茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

裁　　　　　　　定
（当事者の表示省略）

主　　　　　　　文
本件申請をいずれも棄却する。

事　実　及　び　理　由

第１　裁定を求める事項

１　申請人Ａに平成１５年１０月初旬以降，同Ｂ及び同Ｃに同年１１月１５日以降生じている健康被害等（息苦しさ，めまい，どうき，吐き気，頭痛，胃痛，思考力の低下，舌・のどの痛みなど自律神経失調に基づく多様な症状）は，被申請人株式会社Ｄの金属工作機械用又は金属加工機械の部品及び付属品製造等の事業活動（グースネックの

洗浄，溶解鍋の清掃，アルミニウム溶解炉の製作，中古ダイカストマシンの再生，ダイカスト周辺装置の製作等），株式会社Ｅ（被申請人であったが，平成２１年５月７日午後５時破産手続が開始し，被申請人破産者株式会社Ｅ破産管財人Ｆが本件手続を受継した。）の非鉄金属ダイカスト製造の事業活動（アルミニウム地金を溶解しての鋳造，ネジ切り，穴あけ，バリ取りなどの加工等），又は，同株式会社Ｄ及び株式会社Ｅの敷地内における廃棄物の焼却若しくは廃棄物の埋立て等の処理が原因である。

２　申請人らに生じている上記健康被害等は，被申請人茨城県が同株式会社Ｄ及び株式会社Ｅに対する適切な指導監督権限を行使しなかったことにより拡大した。

との裁定を求める。

第２　事案の概要

本件は，茨城県行方郡北浦町□□（現・行方市□□）に自宅のある申請人らが，申請人らに健康被害等が発生したのは，被申請人株式会社Ｄ（以下「被申請人Ｄ」という。）又は株式会社Ｅ（以下「Ｅ」という。また，本件手続を受継した被申請人破産者株式会社Ｅ破産管財人Ｆを以下「被申請人Ｅ破産管財人」という。）の行っていた金属製品製造等の事業活動，又は，各敷地内での廃棄物の焼却若しくは廃棄物の埋立て等の処理による化学物質の排出が原因であり，申請人らの健康被害等が拡大したのは，被申請人茨城県（以下「被申請人県」という。）が同Ｄ及びＥに対する適切な指導監督権限を行使しなかったことが原因であると主張して，その旨の原因裁定を求めた事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側一番上の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

２　神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第２号事件・平成20年（セ）第４号事件）

(1)　事件の概要

平成18年７月24日、茨城県神栖市の住民34人から、国（代表者内閣総理大臣）及び茨城県を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの健康被害、財産及び精神的損害は、居住する地区の井戸水から検出されたヒ素によるものであり、これらの原因は、旧日本軍が第二次世界大戦中に保有し、その後現地に投棄されたヒ素を含む毒ガスないし毒ガス原料である。被申請人国の毒ガス原料等の高度の法的管理保管義務の不履行及び被申請人県が平成11年に近傍の井戸において高濃度のヒ素が検出されていたことを把握していたにもかかわらず、必要な調査等を怠ったことを理由として、被申請人らに、連帯して、各申請人に対する損害賠償金300万円の支払を求めるものである。

その後、平成20年９月29日、同一原因による被害を主張する住民５人から参加の申立てがあり（平成20年（セ）第４号事件）、裁定委員会は、同年11月11日、これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、14回の審問期日を開催するとともに、平成19年11月１日及び20年３月10日、ヒ素による健康被害等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員５人を選任し、現地調査、申請人の健康調査、現地証拠調べ、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

なお、専門委員１人は一身上の都合により、平成21年11月１日付けで辞任した。

３　上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第３号事件・平成22年（調）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成18年８月17日、埼玉県上尾市の住民２人から、隣接の理・美容院経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成９年２月ごろに建築した被申請人の社屋及びその敷地内に設置されたエアコンの室外機等から生じる騒音及び低周波音並びに被申請人従業員らの話し声や車のエンジン音などにより、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、日常生活に多大な支障を被り、そのために多大な心痛や身体的苦痛を受けている。これらを理由として、被申請人に対し、過去に受けた損害の賠償金468万円及びこれに対する平成18年７月17日から支払済みまで年５分の割合による金員、また、将来の損害につき同日から騒音等が基準値を下回る日まで、１日あたり合計金3,000円の割合による金員の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、２回の審問期日を開催するとともに、平成18年11月６日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員２人を選任したほか、現地調査、騒音・低周波音の測定調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成22年１月８日、公害紛争処理法第42条の24第１項の規定により職権で調停に付し（平成22年（調）第１号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。１回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

４　和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件

（平成18年（ゲ）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成18年９月22日、和歌山県美浜町の漁業協同組合及びその組合員85人から、和歌山県を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが漁場とする三尾沿岸の磯の岩場でアワビのえさである海藻が枯死し、貝類が死滅したのは、被申請人の設置・運営する日

高川の椿山ダムから放流される高濃度かつ長期の濁水が磯に到着して、濁質が長期間浮遊して堆積し、海藻の生育を阻害したことが原因である。また、平成９年３月には日高港港湾整備に伴う洪水時の日高川からの濁水対策について申請人組合と被申請人は合意を取り交わしているが、被申請人は現在まで有効な対策を採らずにいる。このため、申請人らは16年６月に県知事に対し損害賠償を求めて公害紛争処理法に基づく調停申請を行っているところであり、申請人らの漁業被害は椿山ダムが洪水時に放流する濁水に起因するものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地期日を含む９回の審問期日を開催するとともに、平成19年７月13日及び平成20年２月１日、ダム放流水と漁業被害に関する専門的事項について調査・検討するため、専門委員４人を選任したほか、現地調査、申請人本人及び参考人尋問、海藻実験及び底質分析調査を実施するなど、手続を進めている。

なお、専門委員１人は一身上の都合により、平成19年12月20日付けで辞任した。

５　八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件

（平成19年（セ）第１・２号事件・平成21年（調）第３号事件）

(1) 事件の概要

平成19年３月19日、熊本県八代市の住民10人から、製紙会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の工場周辺に居住する申請人らは、工場が発する継続的な振動により、生活の平穏を害され精神的損害を被ったほか、その住居等にもゆがみ、ひび割れ等が発生する事態に至ったとして、民法第709条に基づき、被申請人に対して、それぞれ損害賠償金300万円の支払を求めるものである。

その後、平成19年９月12日、同一原因による被害を主張する工場周辺の住民１人から参加の申立てがあり（平成19年（セ）第２号事件）、裁定委員会は、同日、これを許可した。

また、同日、平成19年（セ）第１号事件の申請人らのうち１人から申請を取り下げる旨の申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地期日を含む６回の審問期日を開催するとともに、平成19年７月31日、振動被害に関する専門事項を調査するために必要な専門委員２人を選任したほか、現地調査、現地において申請人ら及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成21年４月２日、進行協議期日において、公害紛争処理法第42条の24第１項の規定により職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした(平成21年（調）第３号事件)。同年５月25日に開催した第１回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請は取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

６　高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件

（平成19年（セ）第４号事件）

(1) 事件の概要

平成19年10月26日、高知県須崎市の住民７人から、国（代表者国土交通大臣）を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは須崎市野見港戸島北においてイケスを浮かべてカンパチを養殖していた。被申請人は須崎港湾口部で津波防波堤工事、平成13年度からは港口西防波堤工事を実施し、平成16年10月から11月には台風で破損した同防波堤の修復工事を行っている。これらの工事により海水が汚染されカンパチが大量に死亡し被害を被ったとして、被申請人に対し、総額６億8,172万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、７回の審問期日（２回の現地期日を含む。）を開催するとともに、平成20年５月９日、コンクリート構造物、魚類寄生虫等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員２人を選任したほか、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成22年１月19日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は以下のとおりである。

平成19年（セ）第４号事件
高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件

裁　　　　　　　定
（当事者の表示省略）

主　　　　　　　文
本件申請をいずれも棄却する。

事　実　及　び　理　由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人ら

(1)　被申請人は，申請人Ａに対し，７０４０万円を支払え。
(2)　被申請人は，申請人Ｂに対し，３８０８万円を支払え。
(3)　被申請人は，申請人Ｃに対し，３８０８万円を支払え。
(4)　被申請人は，申請人Ｄに対し，１億２６００万円を支払え。
(5)　被申請人は，申請人有限会社Ｅに対し，２億３６８０万円を支払え。
(6)　被申請人は，申請人Ｆに対し，１億１７６０万円を支払え。
(7)　被申請人は，申請人Ｇに対し，５４７６万円を支払え。

２　被申請人

主文と同旨

第２　事案の概要

本件は，高知県須崎市（以下，単に「須崎市」という。）野見湾内に所在する漁場においてカンパチの養殖業を営む申請人らが，須崎市須崎港湾口部における津波防波堤(以下「本件防波堤」という。)を設置する工事（以下「本件防波堤工事」という。）を発注した被申請人に対し，①被申請人の担当職員が，本件防波堤工事のうち，須崎市○○○地先の津波防波堤（以下「本件西防波堤」という。）の工事で使用するコンクリートに含まれる有害成分が海中に溶解，流出して近隣の漁業に被害が生じないように請負人を指導・監督すべき注意義務を負っていたにもかかわらず，同義務を怠って，請負人をして，（ⅰ)コンクリート打設時において凝固前のコンクリートを流出させ（原因行為１），（ⅱ）打設後の余ったコンクリートを海中に投棄し（原因行為２），（ⅲ）水中コンクリートを使用することにより（原因行為３），いずれも海中にコンクリート成分及び混和剤を溶解，流出させ，申請人らが養殖していたカンパチ（以下，総称して「本件カンパチ」という。）を大量に死亡させた（以下「本件大量死」という。）として，国家賠償法（以下「国賠法」という。）１条１項に基づく損害賠償の支払を請求し，②「公の営造物」である本件防波堤の設置又は管理に瑕疵があったことにより，築造中の本件西防波堤のコンクリートから，①(ⅰ)，（ⅱ），（ⅲ）の態様により海中にコンクリート成分及び混和剤を溶解，流出させたため，本件大量死が発生したとして，国賠法２条１項に基づく損害賠償の支払を請求する事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側一番上の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

７　東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件
（平成20年（セ）第２号事件）

(1)　事件の概要

平成20年３月28日、東京都の住民１人から、国（代表者環境大臣及び国土交通大臣）を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、東京都に居住して10年目の平成３年１月７日に気管支ぜん息を発症し、以降現在に至るまで約17年間闘病生活を続けている。また、申請人は、平成20年５月ころ、肺がんとの診断を受けた。それらの健康被害は、自動車から排出される大気汚染物質により大気汚染が進行したことが原因であり、被申請人には道路の設置管理に瑕疵があったこと又は自動車排出ガス規制権限を適切に行使して大気汚染を防止し、同汚染を除去すべき法的義務があるのに、これを怠った違法があるとして、国家賠償法２条１項又は１条１項に基づき、被申請人に対し、3,600万円の損害賠償の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、７回の審問期日を開催するとともに、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成22年３月12日、本件裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

平成20年（セ）第２号事件
東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件

裁　　　　　　　　　定
（当事者の表示省略）

主　　　　　　　　　文
本件裁定申請をいずれも棄却する。

事　実　及　び　理　由

第１章　当事者の求める裁定

第１　申請人

被申請人は，申請人に対し，３６００万円を支払え。

第２　被申請人

主文と同旨

第２章　事案の概要

本件は，東京都２３区（以下「本件地域」という。）内に居住している申請人が，自動車から排出される大気汚染物質により同地域の大気汚染が進行したことが原因で，気管支ぜん息等を発症する健康被害を被ったと主張し，被申請人に対し，道路の設置管理に瑕疵があったこと（国家賠償法２条１項。以下，同法を「国賠法」という。）又は自動車排出ガス規制権限を適切に行使して大気汚染を防止し，同汚染を除去すべき法的義務があるのに，これを怠った違法があること（国賠法１条１項）を理由として，損害金３６００万円の支払を求めた責任裁定の事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側一番上の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

８　足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件

（平成20年（セ）第３号事件）

(1) 事件の概要

平成20年８月13日、東京都足立区の住民１人から、鉄道会社を相手方（被申請人）として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の住居周辺において、被申請人（鉄道会社）が運行する鉄道車両の走行による騒音のために、申請人は心理的不快感、夜間睡眠の妨害などの被害を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金として107万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、８回の審問期日を開催するとともに、平成20年12月１日、騒音の測定、測定データの評価等の専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

９　筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件

（平成20年（ゲ）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成20年９月12日、福岡県筑紫野市の住民ら117人から、福岡県筑紫野市において産業廃棄物処分場を管理・運営している産業廃棄物処理業者及び福岡県を相手方（被申請人）として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている水質環境の悪化等の被害は、被申請人会社が管理・運営している廃棄物処分場からの水質汚濁物質の垂れ流し及び被申請人県の不適切な指導監督によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、５回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

10　東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件

（平成20年（ゲ）第２号事件）

(1) 事件の概要

平成20年９月30日、東京都及び埼玉県の住民ら８人から、東京都23区及び東京二十三区清掃一部事務組合を相手方（被申請人）として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている生活環境の悪化及び健康被害等の発生は、被申請人東京都23区及び被申請人東京二十三区清掃一部事務組合の事業活動及び同被申請人らによる清掃工場から排出される大気汚染物質が原因である、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、７回の審問期日を開催するとともに、平成22年１月28日、本事件に関する専門的事項を調査するため専門委員１人を選任したほか、事務局による現地調査、環境大気測定・分析調査を実施するなど、手続を進めている。

11　札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件

（平成20年（ゲ）第３号事件・平成21年（調）第４号事件）

(1) 事件の概要

平成20年12月24日、北海道札幌市の建設会社から、鉄道会社を相手方（被申請人）として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人所在地に申請人本社ビルが完成した平成８年度当初から、被申請人が設置管理する鉄道の軌道側にある社屋の壁面部分及び申請人の敷地に駐車中の車両に鉄粉が刺さり込んで、錆が発生する及び劣化が進行する被害が発生しているが、その被害は、被申請人が設置管理する鉄道の軌道を列車が通行することによって生じる鉄粉の飛散によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を実施するとともに、平成21年６月25日、鉄粉の飛散という本件の特殊性にかんがみ、鉄粉の同定のための調査、分析方法等に関して専門知識を有する専門委員１人を選任するなど手続を進めた。同年７月８日の第１回審問期日において、本件を職権で調停に付し（平成21年（調）第４号事件）、裁定委員会が自ら処理する決定を行い、第１回調停期日を指定した。

９月29日に開催した第１回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立したことから、本事件は終結した。

12　小牧市における土壌汚染・地盤沈下被害責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成21年３月９日、愛知県等の住民ら60人から、愛知県及び独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）を相手方（被申請人）として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、新住宅市街地開発事業（いわゆるニュータウン事業）により被申請人県が造成した住宅用土地及び同土地上に建築した建物を裁定外旧住宅・都市整備公団（以下「旧公団」という。）からそれぞれ取得したところ、同土地の地下に、廃棄物がたい積していたことにより、その土地が汚染され、さらに不同沈下が発生するなどした。被申請人らは、同土地の地下にたい積する廃棄物を除去するなどの義務を怠ったのであるから、被申請人県に対しては、不法行為に基づき、さらに裁定外旧公団から順次権利義務を承継した被申請人機構に対しては、不法行為等に基づき、それぞれ地盤改良工事費用等の損害賠償

を請求する、というものである。
また、同年４月３日、申請人のうち２人から申請を取り下げる旨の申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、１回の審問期日を開催するとともに、平成21年９月30日、本事件に関する専門的事項を調査するため専門委員１人を選任するなど手続を進めたが、同年10月20日、申請人らから裁定申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

13 相模原市における振動被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成21年３月16日、神奈川県相模原市の住民１人から、隣地に居住する住民を相手方（被申請人）として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が約10年前から現在に至るまで、夜間眠れず、頭痛、息苦しさ、めまい、手足のしびれがある等の健康被害を受けているのは、申請人宅隣地に居住する被申請人が同人宅において稼働させる特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械から発生する振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、２回の審問期日を開催するとともに、現地調査、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成21年10月26日、本件裁定申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成２１年（ゲ）第１号
相模原市における振動被害原因裁定申請事件

裁　　　　定

（当事者の表示省略）

主　　　　文

本件申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第１　裁定を求める事項

申請人が受けている，夜間の不眠，頭痛，息苦しさ，めまい，手足のしびれ等の健康被害は，被申請人が同人宅において稼働させる特別なベッド，足洗器具，マッサージ機械から発生する振動が原因であるとの裁定を求める。

第２　事案の概要

本件は，申請人が，約１０年前から現在に至るまで，夜間眠れず，頭痛，息苦しさ，めまい，手足のしびれがある等の健康被害を受けているところ，それらの被害は，申請人宅の隣地に居住する被申請人が同人宅において稼働させる特別なベッド，

足洗器具，マッサージ機械から発生する振動が原因であると主張して，その旨の原因裁定を求めた事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側一番上の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

14　高崎市における騒音被害責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第２号事件）

(1) 事件の概要

平成21年３月19日、群馬県高崎市の住民ら２人から、近くに住む住民１人を相手方（被申請人）として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成19年12月下旬頃の深夜に被申請人宅の風呂釜から突然大きな重低音が聞こえるようになってから、ほぼ毎晩、同時間帯にその音が申請人ら宅内部に響き込むようになり、申請人らは寝不足に悩まされ、被申請人に対し、騒音の指摘をした。しかし、被申請人が直ちに十分な対策を行わなかったため、睡眠妨害や精神的苦痛を受け、申請人らのうち１人は顔面神経麻痺の健康被害を受け、また、申請人ら宅の防音ガラス設置のリフォームをしなければならなくなったとして、被申請人に対し治療費、リフォーム等に要した費用に慰謝料を加えた100万円の損害賠償の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けたが、平成21年４月27日、申請人らから裁定申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

15　鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第２・５号事件）

(1) 事件の概要

平成21年５月27日、神奈川県鎌倉市の住民１人から、通信会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている頭痛、吐き気、疲労感等の健康被害は、被申請人が申請人宅付近に設置した携帯電話の基地局（アンテナ）並びに附帯設備から発生した低周波音並びに振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、平成21年６月30日、同一原因による被害を主張する住民１人から参加の申立てがあり（平成21年（ゲ）第５号事件）、裁定委員会は、同年７月28日、これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、３回の審問期日を開催するとともに、平成21年10月１日、低周波音及び振動と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、事務局による現地調査、騒音・低周波音の測定調査を実施するなど、手続を進めている。

16　北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第３・４号事件・平成22年（調）第２号事件）

(1) 事件の概要

平成21年６月９日、福岡県北九州市の住民２人とホテル１社から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が行った解体工事の騒音や振動により、申請人らに、両耳難聴などの健康被害が生じた、又はホテル建物にひびが入るなどの被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金として合計200万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地期日を含む２回の審問期日を開催するとともに、現地調査、現地において申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成22年３月29日、公害紛争処理法第42条の24第１項の規定により職権で調停に付し（平成22年（調）第２号事件）、裁定委員会が自ら処理することとして、手続を進めている。

17　仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第３号事件）

(1) 事件の概要

平成21年６月17日、仙台市から、石油会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する土地における土壌汚染及び地下水汚染は、被申請人が所有する隣接地の汚染の影響を受けたものであり、かつ、その汚染は当該隣接地において被申請人が行った事業活動等による、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、３回の審問期日を開催するとともに、平成21年10月15日、土壌汚染と地下水汚染に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

18　三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第４号事件）

⑴ 事件の概要

平成21年６月25日、広島県三原市の住民１人から、老人ホーム経営会社と同社建物の所有者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている健康被害は、被申請人らが経営又は所有する施設に存する高圧受変電設備等から発生する低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

⑵ 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、１回の審問期日を現地で開催するとともに、現地調査、騒音・低周波音の測定調査を実施するなど、手続を進めている。

19　横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第５号事件）

⑴ 事件の概要

平成21年７月２日、神奈川県横浜市の住民１人から、マンション管理会社及び建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の住居周辺において、被申請人らが行ったマンション受水槽撤去工事による騒音、振動及び粉じんのために、申請人は睡眠不足、頭痛、吐き気などの受忍限度を超える被害を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金25万円の支払を求めるものである。

⑵ 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、２回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

20　深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第６号事件）

⑴ 事件の概要

平成21年７月３日、埼玉県深谷市の住民１人から、合成樹脂加工等の会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の工場から発生する騒音と低周波音のために、工場周辺に居住する申請人は不眠や食欲不振等の健康被害を受け、また、住居を離れた生活を余儀なくされたとして、被申請人に対し、損害賠償金2,719万5,438円の支払を求めるものである。

⑵ 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、３回の審問期日を開催するとともに、平成21年11月16日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進め

ている。

21　神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第６号事件）

(1) 事件の概要

平成21年７月８日、茨城県神栖市の住民１人から、隣に住む氷の販売業者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている睡眠障害、耳鳴り、吐き気等の健康被害は、被申請人が所有する氷の貯蔵庫を冷却する機械から発生する騒音及び振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けたが、平成21年８月５日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本事件は終結した。

22　静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第７・12号事件）

(1) 事件の概要

平成21年７月21日、静岡県東伊豆町の住民７人から、風力発電会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが受けている頭痛、肩こり、吐き気等の健康被害は、被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する超低周波・低周波騒音に起因するものである、との原因裁定を求めるものである。

同年10月７日、申請人らのうち１人から申請を取り下げる旨の申出があった。

同年11月９日、同一原因による被害を主張する住民５人から参加の申立てがあり（平成21年（ゲ）第12号事件）、裁定委員会は、同年11月25日、これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、１回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

23　播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第７号事件）

(1) 事件の概要

平成21年７月22日、兵庫県姫路市の住民２人から、電力会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が操業する火力発電所から排出された温排水の影響により、申請人らが養殖するノリの品質低下及び生産量減少が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償として合計5,000万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を現地で開催するとともに、平成 22 年１月１日、ノリの生理・病理、生育環境、色落ち等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

24　神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第８号事件）

(1) 事件の概要

平成21年８月５日、茨城県神栖市の住民１人から、隣に住む氷の販売業者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている睡眠障害、耳鳴り、吐き気等の健康被害は、被申請人が所有する氷の貯蔵庫を冷却する機械から発生する騒音及び振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地期日を含む２回の審問期日を開催するとともに、現地調査、騒音・振動の測定調査を実施するなど、手続きを進めている。

25　熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第９・10号事件）

(1) 事件の概要

平成21年９月18日、熊本県南関町の住民２人から、熊本県南関町を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら及びその家族等が使用している井戸水の汚濁は、被申請人が施工した道路工事によるものである、との原因裁定を求めるものである。

同年10月８日、同一原因による被害を主張する熊本県の法人１社から参加の申立てがあり（平成20年（ゲ）第10号事件）、裁定委員会は、同年11月９日、これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、１回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

26　横浜市におけるマンション高圧受電設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第11号事件）

(1) 事件の概要

平成21年10月30日、神奈川県横浜市の住民１人から、マンション管理組合とマンション管理会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅で不快な微振動や低いモーター音が感じられるようになってから、申請人は胸の圧迫感、不眠、筋肉の硬直などの健康被害を生じ、横浜市に低周波音の測定を依頼したところ、申請人宅の空間すべてで環境省の「心身の苦情に関わる参照値」を超えた数値を確認した。これら申請人の健康被害は、被申請人らが管理している高圧受電設備から発生している低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

27 東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第８号事件）

(1) 事件の概要

平成21年11月13日、広島県東広島市の住民１人から、自動車部品等製造会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が操業する工場から発生する騒音により、申請人は睡眠障害などの健康被害が生じたとして、被申請人に対し損害賠償金合計800万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を行うなど、手続を進めている。

28 横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第13号事件）

(1) 事件の概要

平成21年11月16日、神奈川県横浜市の住民１人から、飲食店と国（代表者国土交通大臣）を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている、圧迫感などの身体的及び精神的な健康被害は、被申請人が経営する飲食店に設置されている大型換気扇等から発生する低周波音と、被申請人国が管理している道路を自動車が走行する際に発生する低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

29 新宿区における養犬場からの騒音被害責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第９号事件）

(1) 事件の概要

平成21年11月16日、東京都新宿区の住民１人から、犬のブリーダーを相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が飼育している犬の鳴き声のために、

申請人は安眠を妨害され、精神的な疾患を生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金82万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けたが、平成21年12月7日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本事件は終結した。

30 入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第10号事件）

(1) 事件の概要

平成21年11月20日、埼玉県入間市の住民２人から、薬品等製造会社、不動産会社、工場土地所有者らを相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが所有し操業する工場から発生する騒音により、申請人らは体調不良及び自律神経の失調などの健康被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して損害賠償金合計807万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

31 高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第14号事件）

(1) 事件の概要

平成21年12月10日、群馬県高崎市の住民２人から、近隣に住む住民、住宅の施工会社及び給湯器製造会社らを相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが受けている不眠・吐き気・めまい・頭痛等の健康被害は、被申請人住民が給湯器を稼働させ続ける行為、同住宅の施工会社及び同給湯器製造会社らが給湯器の設置場所・運転に関する適切な対策を行わなかった不作為に起因するものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

32 渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第11号事件）

(1) 事件の概要

平成21年12月24日、東京都渋谷区の住民１人から、グラフィックデザイン業者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が発生させる作業音のために、同じマンションに住む申請人は不眠やストレスによる体調不良等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金249万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

33　熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第12号事件）

(1) 事件の概要

平成21年12月24日、熊本県大津町の住民２人から、マンション所有者１人及び１社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが、それぞれ所有するマンションに設置した給排水設備等から騒音等を発生させたことにより、近隣に住む申請人らが耳鳴りの健康被害等を受けたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計3,404万3,240円の支払を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

第３節　平成21年度に係属した義務履行勧告申出事件

平成21年度中に公害等調整委員会に係属した義務履行勧告申出事件は、１件であり、20年度に受け付け、21年度に終結した。

飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（平成20年（リ）第２号事件）

(1) 事件の概要

飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件は、福岡県飯塚市の住民４人が飯塚市を相手方（被申請人）とし、被申請人が設置管理するし尿処理場及びそれに隣接する下水道終末処理場から発生する悪臭により、申請人らは、終日窓を閉めた生活を余儀なくされる、外に出ると「つん」と鼻をつき目を刺激して涙が出る、子供たちを外で遊ばせることができない等の生活上の被害を被っているとして、被申請人によるし尿処理場及びそれに隣接する下水道終末処理場の設置管理とこれらの被害との間に因果関係があるとの原因裁定を求めた事件について、職権で調停に付され（平成11年（調）第１号事件）、平成11年７月13日に調停が成立した事件である。

平成20年11月17日、前記調停事件の申請人１人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、平成 22 年１月 25 日、被申出人に対し、公害紛争処理法第 43 条の２第１項前段に基づき、勧告を求める申出のあった平成 11 年（調）第１号事件の調停条項のうち一部について義務の履行を勧告し、事件は終結した。